



NEWS LETTER

NPO法人
ウィメンズネット

「らいず」

2011
3月号

DV被害に悩む女性と子どもをサポートするNPO URL <http://www.npo-rise.info>

編集・発行 ウィメンズネット「らいず」広報部 事務局〒310-0024 水戸市備前町2-5-415 TEL 029-221-7242 FAX 029-225-6131

「らいず」10周年 「北京からの風に吹かれて」記念事業 女性と子どもの権利、DV被害者支援 新たな歩みへ

世界平和の実現に女性の力がいかに重要か、を実感した北京世界女性会議。15年の節目を迎えた2010年、ウィメンズネット「らいず」は姉妹団体である「アジアの風」と協働で、記念事業「北京からの風に吹かれて」に取り組みました。

実行委員会を中心に、「世界の女性と子どもの権利一人権、貧困・暴力の根絶を考える」をテーマに、①記念イベント＝シンポジウム（9月18日）、講演会とお祝いパーティ（12月11日）の開催 ②記念誌「北京からの風に吹かれて」の発刊——の2つの柱で実施。両団体が財政負担したほか、関係団体・企業・個人から協賛金を得ることができました。

シンポジウム、講演会は共に会場いっぱいの200人が参加。講師が語る「女性、子どもの人権が阻害される背景に戦争がある」「女性が世界的な視野を持って、平等で平和な社会の実現に力を尽くしたい」との発言に耳を傾け、共感しました。記念誌は、活動の原点である北京から15年の歩みを掘り起こし、「支援」をどう根付かせるのか、次世代へメッセージを熱く伝えています。

10年目のひと区切りは、女性と子どもの権利を守る「つぎの一步」へのスタートです。（三富和）

フラッシュ

「震度6」から復旧 支援活動を再開

東北・関東を襲った3月11日の巨大地震により、「らいず」は電話相談ヘルプライン、内閣府主催「パープルダイヤル」の受信を緊急に一定期間中断、また3月27日開催を予定していた「アートセラピー」を中止するなど影響を受けました。

同日、パープルダイヤルは被害の拡大により本部事務局がただちに東北・関東の拠点回線に電話が流れない措置を取りました。この後「らいず」は16日に復旧、シフトに戻りました。スタッフにとっては厳しい環境下での再開ですが、被災地を含め災害弱者でもある女性たちの声を受話器のこちらから受け止めたい、さらにパープルダイヤルに最後まで参加・協力することで、この事業が「継続実施」という真の意味での実現に繋がりたい、それを見届けようとする願いからです。

未曾有の巨大地震は、茨城県域を揺るがし「震度6」。アートセラピーの中止は会場の市施設が、地震で使用できない状況となったためです。ヘルプライン事務所、シェル

記念誌「北京からの風に吹かれて」発刊

「らいず」結成10周年の記念誌「北京からの風に吹かれて—世界の女性と子どもの権利」は、記念事業第2弾・堤末果さんの講演会と記念パーティが開かれた2010年12月11日に発刊しました。記念事業実行委員会の中に編集グループ（5人）を組織し、約1年間かけて編集に取り組んでできたのが、A5判、

308頁、5部構成、カラーグラフ8頁の記念誌＝写真。

水戸市出身の林陽子さん（国連女性差別撤廃委員会委員）のシンポジウムでの基調講演内容や、国連本部の幹部職員大崎敬子さん（水戸市出身）の記念誌のための特別寄稿など、女性と子どもに関するホットな情報を掲載。また、「らいず」活動の原点である松井やよりさん（ジャーナリスト・故人）が98年に水戸市で講演した「共に生きるアジア」を詳録。カラーグラフは、事務局が「らいず活動の記録」として撮影を続けてきた記録写真が足跡をいきいきと伝えています。

寄稿原稿依頼に快く応じてくれた米国のメアリー・ハーベイさんをはじめ、たくさんの関係者の協力に支えられ、ザ・ボディショップ・ニッポン基金からの助成金は、オーバー気味の制作予算をカバーしてくれました。

自治体のDV関係の相談窓口での活用を期待しているほか、多くの人々のDVへの認識を深めるために販売をしています。（1部800円、送料込1000円）。申し込みは事務局へ。（三富正）



ターともに建物、備品など被害は一定限度に留まったのは幸いでした。

2009年栃木県宇都宮市での全国シェルター・シンポジウムで、「らいず」分科会の講師を務めたメアリー・ハーベイさんが「私が、あのシンポジウムでお会いしたすべての女性、彼女たちのご家族、素晴らしいあなたの国のすべての人々のことを思っていることを知ってください」あなたの方のことを思いつつ、というメッセージを寄せてくれました。（三富和）

ひとりで悩まないで、あきらめないで！

①

ヘルプライン 029-222-5757（水曜・金曜日10～16時）

若い世代のDV防止啓発事業を拡充

茨城県と「らいず」が協働デートDV講座

昨年度、県配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は3807件で、そのうちDV相談件数は1316件と、全相談割合の約35%を占めており、この件数は5年前の16年度と比較すると約2倍の大幅増となっております。

このような中、県としては、DVの未然防止に効果が高いといわれる若年層に対するDV防止を図るため、平成23年度の新規事業として「若年層に対するDV防止啓発事業」を「らいず」への委託事業として実施します。

主な事業内容は、①若年層に対するデートDV講演会②高校教育関係者等向け研修会③若年層向けのDV防止啓発リーフレットの作成配布となっております。

デートDV講演会は、高校生向け5回、大学生向け4回、看護学生向け1回の計10回を開催しますが、ロールプレイを取り入れるなどDVが心身に与える影響の理解や交際相手を尊重することの大切さなどの意識啓発を図ってまいります。

また、高校生向け講演会と併せて、高校教育関係者等に対する研修会を実施いたします。研修会では、養護、生活指導担当教員、青少年相談員等の育成者、DV対策ネットワーク会議のメンバー等が一堂に介し、各関係者のDV防止の共通理解と資質向上を図ってまいります。さらに、県内全ての高校生、大学生、看護学生を対象に「DV防止啓発リーフレット」を作成配布し、DVの現状や被害を受けた際の対処法等について啓発を図るとともに、県内の様々な相談窓口の周知徹底を行ってまいります。

今後とも、「らいず」の皆様との緊密な連携の下、DV対策を進めてまいりますので、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(茨城県保健福祉部子ども家庭課)



「北京からの風に吹かれて」シンポジウム

記念事業Part 1は、10年9月18日、水戸市の常磐大学H棟でシンポジウムを開催。基調講演は、国連女性差別撤廃委員会委員で弁護士の林陽子さん。パネルトークは、アフリカ、アジアなど途上国の女性や子どもが直面している貧困や暴力の問題に焦点を当て、アフリカで医療支援をしている堤可厚さん、アフガニスタン「希望の学校」代表、スルタニ・トロペカイさんを迎え、女性や子どもたちが平和で安全に暮らせる社会のあり方を考えました。

基調講演

北京会議から15年ー 変わりゆく世界と日本のジェンダー平等政策

林 陽子さん 水戸市出身 弁護士・国連女性差別撤廃委員会委員

国連で1979年に採択された「世界の女性の憲法」と呼ばれている女性差別撤廃条約に基づく各国の取り組みの現状を説明したあと、北京会議から15年目のテーマとして、差別的な法律の撤廃を目指す「平等」、人権、貧困問題など2015年達成を掲げる「開発」、世界中の紛争をなくす「平和」の確立を強調。

昨年答申された第三次男女共同参画基本計画の注目点として、「複合差別」の視点と「女性に対する暴力」への取り組みの強化を指摘。これら基本計画の課題を実現するために必要な政策として、①これまで不利な立場にあった人々を前面に押し出すポジティブ・アクション②女性が担ってきた無報酬労働の再評価③国際人権条約の選択議定書の批准④政治との対話一を挙げ、自分たちの中から政治家を送り出すとか、選挙区の議員に具体的な要求を出す方法もあるとし、「自由に政府を批判できる日本の恵まれた条件を活動に生かしてはどうか」と呼びかけました。(基調講演は、記念誌「北京からの風に吹かれて」に詳録)

DV、性暴力被害相談「パープルダイヤル」

内閣府が24時間対応のホットライン 2、3月

内閣府はDV、性暴力に苦しむ被害者を支援するため、11年2月からの緊急措置として24時間対応の相談ホットラインを実施。「らいず」も期間中、この活動に参加・協力しました。潜在化している被害者に相談窓口を知ってもらい、必要に応じて継続的な支援に繋がりたいという緊急支援事業で、昨年12月の政府補正予算で決まりました。

ホットラインは名づけて「パープルダイヤル」(0120-941-826)。事業の実施期間は2月8日から3月27日の7週間です。電話相談の回線は、①女性相談(DVなど) ②急性期の性暴力被害女性相談 ③男性相談 ④外国人相談一で、全国共通番号でダイヤルした後、ガイダンスに沿って相談内容ごとに選択するシステムです。

このうち、DV被害者向け女性相談は全国女性シェルターネットワークが受け皿となり、全国に42回線を設置し、24時間体制のシフトを組みました。

米国は全米いつでも、どこからでも相談電話が繋がるDVホットラインが90年代には政府によって取り組まれており、韓国など各国も既に実施に踏み切っています。日本では全国の民間支援機関の地道な努力と、粘り強い働きかけが底辺にあって、今回緊急措置ではありますが、24時間ホットラインが実現しました。

内閣府はこれらのデータをもとに支援のあり方を検討し、今後継続した実施をめざしたいと考えて、実現が心から期待されます。

(三富和)

「北京からの風に吹かれて」

記念講演会

世界の女性と子どもの権利

アジアの風



記念事業Part2の講演会の講師は、新進ジャーナリスト、堤未果さん。10年12月11日、水戸京成ホテルで開きました。

壊れゆく世界を女性が救う

～貧困大陸アメリカの現場から～

堤 未果さん ジャーナリスト

「貧困」が、国際的にも、日本国内でも注目されてきましたが、“女性の貧困”は注目されにくく、予算もおりにくい、と指摘。貧困率が高いほど、女性がそのしわ寄せを受ける構図ができている、と言います。国連も「貧困」に取り組んでいますが、国の利害が絡むことから、具体的な政策がなかなか決定されない現状があります。

アメリカは、9.11以後、ブッシュ政権が“テロとの戦い”をスローガンに掲げ、合衆国憲法を根底から覆す法案「愛国者法」を01年10月に可決しました。無期限の戦時体制が敷かれ、戦争予算は急激に拡大。その分、教育、子育て、介護・医療、雇用の国家予算が削減され、“民営化”すなわち“市場化”が浸透した流れを説明。

民営化と聞くと、サービスの質が向上し選択肢が広がる印象がありますが、景気の低迷しているアメリカの貧困率は10.3%。女性の貧困率は13.9%＝1640万人に上り、シングルマザーの3分の1は飢餓人口という現状が紹介されました。貧困から脱出するために、兵士となって戦場へ赴く若者や女性も少なくありません。女性兵士の数は15万人。その3人に1人は母親です。

教育予算も削減され、学校にも市場の競争原理が導入されました。生徒のテストの成績によって、割り当てられる学校予算や教員の給与に格差が生まれます。落ちこぼれる生徒に、民営化政策によって奪い取った権利（大学進学、医療、就職、など）を軍が差し出すという仕組みを、具体的な事例とともに紹介しました。

「貧困」ゆえに、女性も若者も兵士になるしか道がない、という閉塞状況です。

市場化の波は、戦争をも呑み込んでいます。防弾チョッキさえ、インターネットで自費で購入する兵士。しかし、帰国後待っているのは、PTSDなどに苦しみ再就職もままならない「負の連鎖」です。こうした状況に立ち向かおうと声を上げた人たちがいます。戦争に夫や息子を送り出した女性たちでした。

ブッシュからオバマに政権が移っても社会が良くなかったのは、自分たちが政治家に社会の変革を任せきりであったからではないのか。政権をどの政党が握ろうとも、社会を変える主体は、私たち市民である、と気づいた女性たちが、市場化によってややもすると人と人が分断されやすい社会で、市民同士の絆を取り戻すために声をひとつにしようとしている。

そうした市民の動きもまた、アメリカの底に流れる強さである、と認識を新たにした講演会でした。（坂場）



ヘルプラインスタッフ研修会報告
2010年11月7日

アメリカのDVシェルターと支援者の姿勢

前小屋 千絵 常磐大学国際被害者学研究所専任研究員、「らいず」会員

アメリカは、DV被害者支援という点では先進国であり、日本と比べるとDV被害者のためのシェルターの数も機能も充実しています。今回の研修では、カリフォルニア州の民間シェルターでの取り組みを紹介するとともに、スタッフに求められる支援者の姿勢に焦点を当てました。

アメリカにおけるDV被害者シェルターの多くは、連邦政府や州政府による助成金、また、民間企業や個人などからの寄付により運営されています。シェルターで働くスタッフには、被害者に直接助言するような役割を担う場合、有給・無給に関わらず40時間の支援者向けトレーニングを受けることが義務づけられています。そこでDVについての基礎知識や具体的な対応方法などを学び、実践に備えます。

シェルターでは、被害女性や同伴する子どもたちが共同生活を送ります。入居した女性は、滞在期間中に、自立に向けて具体的な準備を積極的にしていかなければなりません。そのために、カウンセラー・ケースワーカーへの相談に加えて、DVの特徴やライフスキル、子どものしつけ方などを学ぶクラスなど、様々なプログラムが用意され女性の自立を促します。また、被害女性への心理教育やカウンセリング、10代の少年少女に対する暴力防止教育プログラムなど、地域社会向けのサービスもシェルターが担っています。

アメリカのシェルターでスタッフとして活動を始めると、最も強調されることは「支援者としての姿勢」です。支援を行ううえで重要なことは、支援者は裏方に徹すること。すなわち、被害女性が「自分の力で立ち上がることができた」という感覚を得られるように支援をすることが求められます。この感覚が、自立に向かう女性に大きな力を与えます。また、相手の意思を常に確認しながら、本人の自己決定権を尊重することも大切です。支援者は選択肢を提供しますが、選択するのはあくまで被害女性です。

支援を行ううえでの最良の「道具」は、支援者自身。支援者が知識を増やすために努力をしたり、自分自身の抱える問題や健康状態、また、バーンアウトしないよう、自らの限界を把握しておくことが大切です。

シェルターをいったん退所すると、直接的なサポートは基本的にありません。滞在中のプログラムが充実している点、コミュニティ向けサービスが別個用意されている点で、日本の状況とは異なるといえるでしょう。

全国シェルターシンポジウム2010 in くるめ 参加報告

つながれ ひろがれ DV根絶ネット

「第13回全国シェルターネットシンポジウム2010 in くるめ」が、10年11月20、21日の両日、福岡県久留米市で開催され、全国各地から延べ2000人が参加。「らいず」も、情報収集・意見交換に参加しました。閉会式では、大勢の参加者が見守るなか、権原利則・久留米市長が「ドメスティック・バイオレンス（DV）のないまちづくり宣言」を読みあげ、大きな拍手に包まれプログラムが終了しました。

基調講演

DV加害者の実体を知る ランディ・バングロフトさん

アメリカでは、年間6000人の女性がパートナーに殺されているという統計があります。DVは、被害女性の健康や労働の質に甚大な影響を及ぼすばかりでなく、次世代の子どもにも深刻な影響を与えています。コミュニティーに起こる問題の根源はDVにある、といっても過言ではありません。DVはなぜ起こるのか—それは、加害者の思考にあります。自分は家庭の中では特別な存在だ、という特権意識が、加害者の行動パターンを変えにくくしています。

暴力から逃れようとする女性を支援することは、家庭をバラバラにすることにつながる、という見方がありますが、それは誤りです。DV被害者を支援しないことは、人が人を暴力で支配する、所有することを容認し、助長することなのです。女性が暴力から逃れる行動は、家族を壊しているのではなく、家族が壊されたあとに取られる行動です。女性を責め、女性に我慢を強いること、加害者を罰しないことは、社会が加害者の味方になることを意味します。

被害者を支え、加害者側に立たないために不可欠な対策は3つ。①加害者を罰する法制度をつくり、社会全体が加害者に責任を求め続けること—加害者を刑法で処罰する法制度を築き、被害女性が証人にならなくとも裁判が成り立つような仕組みが必要です。②被害者を全面的に支援すること—加害者の暴力について被害者に非はありません。被害女性だけでなく、子どもへの暴力にも目を向け、行政と民間が連携して支援をすることが大切です。③社会・コミュニティーの暴力に対する考え方を变えること—メディアはもちろん、社会的に影響を持つ人たちが、誤った価値観や行動に抗議をし続けなければなりません。

アメリカで加害者プログラムが始まった際、被害者への十分な理解がないまま発進した経緯があります。被害者にさらなる危険が及ぶ可能性も十分に視野に入れなければ、加害者プログラムは成立しません。女性と子どものニーズに合致すること、両者の安全が確保されることが最優先です。アメリカの誤ちを繰り返さないでほしいと思います。DVは女性全体を虐げようとする行為—“男性”対“女性”



という構図ではなく、“DV加害者”対“それ以外の男性・女性”という理解を広げることが大切です。（坂場）

シンポジウム

加害者責任のあり方を考える ～加害者対策の現状と課題と今後の方向性を考える

バンクロフトさん、呉英蘭（オ・ヨンラン）さんらをパネリストに、お茶の水女子大の戒能民江さんのコーディネートで、DVの犯罪化に向けて、より具体的な議論が進められました。DVが「強制的逮捕」に相当するアメリカでは、正当防衛で相手に攻撃を仕返した被害者が逮捕されないよう、第一加害者を逮捕する制度があるほか、多くの州が、被害者が裁判を取り下げないように「ノー・ドロップ・ポリシー」制度を創設し、検察庁が被害者を守り、被害者補償を提供しながら、DV裁判には国が責任をもって臨む体制ができつつあります。

韓国では、被害者の保護と犯罪処罰の2本立てで98年に法律が施行され、犯罪処罰はさらに「家庭保護処分」と「刑事事件」に検察の判断で分けられるとのこと。家庭保護処分になった場合、また起訴猶予になった場合は、加害者治療プログラムの受講が義務づけられます。

加害者プログラムが有効に機能するには、加害者に責任を負わせる法的手段を同時に整備することが不可欠、という意見に会場も思いを同じくしました。（坂場）



会場で久留米市が「DVのないまちづくり」を宣言

分科会参加報告

●性暴力被害者にとって安全な支援のあり方を考える

大阪府の阪南中央病院内で10年4月に活動を開始した性暴力救援センター・大阪（SACHICO）は、24時間体制で、電話相談、来所相談、診療をしています。運営資金は、医師、看護師ら有志が作った「アミーケ基金」で賄われています。警察、弁護士とも連携を取り、あくまで当事者の決定権を優先した体制を整えています。

東京強姦救援センターの松山さんは、米・オレゴン州の被害者支援制度を紹介。警察や裁判所との連携で支援が行われているワンストップ・センターのあり方を提示しました。韓国・釜山女性の電話の呉さんは、緊急支援と持続的支援の制度を整えながらも「草の根運動」の視点を失わないことが重要、と力説しました。（坂場）

●小規模人口地域でのDV被害者支援

佐賀県の山間部にあり、温泉の町として知られる嬉野（う

全国シェルターシンポジウム2010 in くるめ 参加報告

れの市。男女共同参画をすすめる市民の会が呼びかけ、隣接する5市1町による広域で、DV被害者支援のローカルモデルをつくろうと取り組んでいます。地域の総人口は、同県の約4分の1にあたる23万人。同市は合併をきっかけに、DV相談・支援と子育て応援を柱に「女性・子ども家庭支援センター」を開設。しかし、狭い地域では匿名性が守れない、専門相談員など人材の確保が難しい、さらに財源を含めて限界があり、より質の高い支援を求める市民意識が、広域連携の原動力となりました。各自治体によってDV被害者支援の取り組み方、質にバラつきがあるなどの現状があり、DV対策の主管部署が「男女共同参画」なのか、「福祉」かが曖昧なまま、両部署の連携が組み立てられていない状況が明らかになったと言います。

このことは、男女共同参画は内閣府に、配偶者暴力相談支援センターなど福祉関連は厚生労働省が担当する、というように国も対応窓口が複数ある状況も関連しています。隣接する市町が連携して学び、影響し合っていくことは地域全体の支援レベルを押し上げ、人的・財政的にもより有効です。関東平野に平たく横たわるわが茨城県で、この連携方式が実現可能であるのか、やれるためにはどのような働きかけが必要か、など本県での支援モデルを描きつつ、自問自答していました。（三富和）

●高齢のDV被害者のエンパワメントをめざして

官民共同で支援活動を展開する久留米市の民間団体「S・ぱーぶるリボン」。シェルター利用者は、30代が50%、60代以降が21%。高齢者のDVは外から見えにくく、また、本人がDVだと自覚しても生活環境を変えることへの危惧もあり、我慢してしまいがちです。

高齢者の支援は、福祉施設への入所がまず考えられますが、それぞれに合った支援が必要です。収入がない場合でも、加害者のもとを離れる決断さえできれば、一般のDV被害者支援のスキルで支援できることはたくさんあります。高齢者が正規の職を得るのは難しい状況であり、S・ぱーぶるリボンの回復プログラムには、パソコン教室、リサイクルショップ運営、学習支援、技術講習などが用意されており、癒しの場にもなっているとのこと。中には、支援スタッフ養成講座を受講し、自分の過去を整理するきっかけをつかむ高齢の被害者もいます。（西山）

●DV被害者の親権、面接交渉権を考える

子どもがいる夫婦が離婚する場合、最も問題となるのが子どもの親権をどちらがとるか、別れて暮らす親と子どもがどう会う機会を持つかという「親権」「面接交渉権」です。とくに国際結婚の増加に伴い、このところハーグ条約の批准に絡んで離婚後の親権をどうするかが政府、国際的にも論議的ともなっています。弁護士、家庭裁判所の調停委員、シングルマザーの女性らがそれぞれの立場から提言しました。

弁護士の相原わかばさんは、DV被害女性の援助をして

きた立場から「離婚に応じてくれたのだから、もう危険はない」との考えは短絡的。DVの深刻さが司法手続きの中で十分考慮されていない」と指摘。「家庭裁判所の調査官による一度限りの調査では子ども、加害者の真意は見抜けな」として面接の強要は真の解決にならない、と話しました。

長年被害者家族への支援をしているランディ・バンクロフトさんは「離婚に至るまでの間、双方の親が平等に親業を分かち合っていた場合は、共同親権が子どもにとって有効だが」と米国での経験をもとに、親権争いが複雑化している現状を報告。加害男性は離婚後も、被害者への暴力関係を継続する、と述べ、「日本のみなさんはアメリカが犯した間違いをしないでほしい」とDVにおける共同親権の適用除外を訴えました。（三富和）

●デートDV被害者への支援を考える

先進的に取り組む2つの県（岡山・神奈川）からの発表がありました。男女共同参画室が設置された岡山大学では、学生向けに「デートDV防止プロジェクト」が始動。岡山県としても、医療関係者向けに「DV被害者対応の手引き」を作成し各医療機関に配布。その取り組みを実際に行っている女性クリニックの対応一思春期保健相談士による相談、DVが疑われる際に医師が作成する「DVカルテ」の流れ、などが紹介されました。

学校、地域、保護者の連携の中で、予防教育と被害者の早期発見の両面からのアプローチが重要、と指摘されました。一方神奈川県では、県と民間団体（エンパワメントかながわ）が「デートDV予防啓発事業」を協働事業として実施。県内高校でグループワーク形式の講座を行うほか、ネット上に相談サイトを開設。携帯サイトも稼働し、予防と支援の両面で反響を得ているとの報告でした。茨城での取り組みが急務であると実感しました。（坂場）

●子どもへのケアをめざしてーDVと発達障害

道内8団体で構成する「北海道シェルターネット」は定期的に情報を交換しています。10年ほど前、シェルターに同伴される子どもに多動の子が多いことに気づき、勉強会を発足。注意欠陥・多動性障害の子どもを持つ5家族が始めた「旭川LD親の会ぷりずむ」は、発足当初からDVや児童虐待に関連する相談を多数受け、外見で判断するのが難しく、症状も説明しにくいことから親が子の状態を理解できず暴力を振るうケースや、暴力が唯一の対処法だと子どもが学んでしまうケースなど、深刻な相談が寄せられているそうです。

発達障害の子を持つDVサバイバーは、元夫も同じ障害を持ち、様々な困難を暴力で対処していたと報告しています。障害を正しく理解し、早い時期に適切に対処することが重要です。各シェルターとも、心のケア、学習支援、居場所の提供など、入所中の子ども向けプログラムの充実に努めています。（西山）

いのち、平和～音楽からのメッセージ

池辺晋一郎さんが平和への思いを語る 県女性団体連盟のつどい

2010年度の「県女性団体連盟のつどい」は11年2月23日、行方市の県女性プラザ（レイクエコー）で開き、水戸市出身の作曲家池辺晋一郎さんが、旋律に込めたいのち、平等、平和への願い、音楽がもつ力を、ピアノ演奏を交えて語りました。

本年の連盟のつどいは「らいず」はじめ加盟5団体が担当。これまでの水戸市から、初めて会場をレイクエコーに移して実施しました。池辺さんは気さくな人柄の一方で、人権、反戦平和、環境問題などに関心を寄せて、多くの音楽団体とかかわるなど作曲・演奏活動を続けています。

講演で、平和への原点は「少年時代に読んだ『アンクルトムの小屋』だった。そのとき感じた人が人を差別することへの憤りが、いまの作曲活動に繋がっている」と

振り返り、憲法9条を守り、反核平和を世界に広げ、その思いを分かち合おうとするのに音楽が有効である、など平和への熱い思い、音のもつ力を語りました。

池辺さんは、在日朝鮮人労働者の告発と鎮魂を込めた「海の墓標」、森村誠一作詞の「悪魔の飽食」など合唱組曲を数多く作曲し、自ら指揮して地元の合唱団と交流を深めるなどしています。つどいには、500人が参加。そうした深く、重いCDによる合唱曲が流れ、池辺さんもアンコールに応じてピアノ演奏するなどサービス精神全開。美しい音の響きと平和の問題に向き合った、主催団体として充実感に満ちた素敵な講演会が実現しました。（三富和）



－地域の力を育てる－

行政によるDV被害者支援と民間機関との連携

2010年度総会（6月27日）のあと、行政と民間の支援連携をテーマに研修交流会を開き、支援連携に関する実態調査を行った小川真理子さんを講師に、地元行政の担当者らと官民連携のあり方を探りました。

◆DV被害者支援における行政・民間の「連携」

小川真理子さん お茶の水女子大学大学院博士後期課程

01年にDV防止法が施行されて以来、DV被害者支援制度は、官民の連携のもとにかなり整備されてきた印象がありますが、地域格差が生まれている一方、行政と民間とが「対等性」をもって連携関係が築かれてきたわけではないと指摘。DV防止法の二次改正で、市町村が配偶者暴力相談支援センターの機能を整備するよう促されていますが、取り組みはまだごく少数にすぎません。DV被害者支援のノウハウは、民間組織の方が多く蓄えており、行政は、民間機関のノウハウをもっと有効に活用すべきであると提言しました。

行政主導で民間組織との連携体制が組まれている鳥取県などの例もありますが、神奈川県のように、民間と行政が緊張関係を保ちながら、相互に役割を分担しあっているケースもあり、「連携」とひと口に言ってもそのあり方は様々。民間機関は行政、公的機関には成しえないきめ細やかなサービスを提供している優位性、独自性をさらに前面に出し、行政から補助金を獲得する政治的交渉能力や発言力を高める努力も必要ではないか、と示唆がなされました。（坂場）

◆意見交換会：DV・子どもの虐待への対応－現状と課題

県子ども家庭課、県福祉相談センター、県警本部生活安全総務課、水戸市子ども課、古河市総合福祉相談課の各担

当者が、DV対応施策についての現状報告。茨城県内で唯一市町村として配偶者暴力相談支援センターを設置した古河市は、民間機関との接触はなく、独自に支援を展開。市民ニーズに沿った対応を心がけているとの話がありました。DV被害者の支援が広域になることを考えると、行政と民間、県と市町村、それぞれがある程度の緊張を保ちながら、相互の役割を尊重・補完する形での連携は必須。まずは情報共有、ネットワーク強化の必要性が確認されました。（白井）

NTTドコモ市民活動助成事業2010年4月11日

子どもの心の声に向き合う

講座

－感情を育む子どもへの接し方－

大河原 美以さん 東京学芸大学教授

心理サポートの最前線で活動している講師。第1部の講話では、幼少期における被虐待経験やDVの目撃体験が、子どもの心理的な発達にどのような影響を与えるか、を分かりやすく解説。子どもが抱くネガティブな感情を、周囲の大人が否定することなく受け止め、言語化して子どもに伝えることの重要性を、大脳生理学の知見も踏まえ学びました。

第2部のワークショップでは、子どものネガティブな感情を周囲の大人がどう受け止めるか、子ども役と大人役に分かれグループごとにロールプレイを実施。子どもは、ネガティブな感情を持ったとしても、その感情を受容されることで安心し、防衛を必要とせず自己統合できること。さらに、感情抑制ができるようになるというプロセスについて、実感を伴いながら理解しました。DV被害女性の不安、悲しみ、恐怖といった感情が軽減されるようサポートをすることが、子どもへの負の影響を軽減することにもつながり、DV被害者支援の大切な意義のひとつである、と支援者の立場から改めて認識することができました。（土居）



みと協働大作戦 わくわくプロジェクト

子どもの学習支援、相談相手に「メンタル・フレンド派遣事業」

「らいず」と水戸市の協働事業として、「メンタル・フレンド派遣事業」が10年10月からスタートしました。同市在住の小・中学生（DV・児童虐待の被害児童、ひきこもり、不登校などの問題を抱えている児童）のもとへ大学生を派遣するプログラムで、今回の参加児童は11人。前年度、ドコモ市民活動団体助成金を受け実施した「DV被害児童に対する学習支援」の経験を基礎に、水戸市が今年度を開始したみと協働大作戦「わくわくプロジェクト」に市子ども課の協力を得て応募。採択となって実現しました。

今回、この事業に協力しているのは、県内の大学（常磐大学、茨城大学、茨城高専）に通う男子2人と女子7人。月に2回程度対象児童の家庭に出向き、遊び相手や話し相手になりながら、約2時間の指導に取り組んでいます。学生にとっても貴重な学びの場になっています。次年度も継続できるよう11年2月に再度市に提案。将来的には、市の財源で恒常的に実施できるよう実績を積みながら働きかけていきます。（前小屋）

◆アンケートで寄せられた保護者からのコメント

★子ども2人とも学生が来る日を心待ちにしている。自分自身が精神的に少し不安定になって、人に会うのも難しく感じるときがあるが、子どもたちが楽しそうなので何よりありがたい。

★子どもの勉強に対する意欲も高まったようだが、勉強だけではなく、私生活のことも話し相手になってもらい、とても満足に思う。

★メンタル・フレンドの派遣を受けるようになってから、生活にメリハリがつくようになった。

◆アンケートで寄せられた学生からのコメント

★自分は、同じような経験をしていないので、心の奥底から気持ちを理解してあげられないかもしれないが、訪問するときはいつも笑顔を心がけ、少しでもその子が元気になったり、笑顔になったりしてくれるとうれしい。将来の方向が見えてきた感じがする。（大学2年・女子）

★先生や親ほど年齢が離れているわけではない「お兄ちゃん」的な人と接する機会は、子どもにとってもまれであると思うので、自分にしか教えられないことがたくさんあるのではないかな。それが、子どもたちの内面的な成長にもつながっていくはずだと考えている。（大学1年・男子）

★初めは様々な不安がよぎったが、毎回笑顔で迎えてくれる子どもたち。「ありがとう」と心からのお母さんの感謝。まだまだ力不足だが、さらに心理学の学びを深め、人のために役立つスキルを身につけたい。（大学1年・女子）

★今の子どもに総じて言えることだが、家の中でゲームをして過ごす傾向が強いので、これからは、学年に合わせたワークやスポーツ、手先を使うような簡単な工作などに取り組む機会を増やしたい。（高専4年・男子）

★学校のことを話してくれる時は、自分も小学生のころを思い出して新鮮な感覚になる。これからもっと仲良くなって、将来のことやささいなことでも相談してくれるようになればと願っている。（大学1年・女子）

★大切にしたいことは、「〇〇ちゃんは、今日は何をしたのか」ということ。乱暴な言葉遣いなど、だめなことはだめ、と線引きをし、子どもの目を見て真顔で注意した。自分がどこまで踏み込んでよいのか悩むことも多かった。（大学4年・女子）

Aさんからの便り 学生の支援を受けて

DVの夫から逃げるように家を出たのは、一人息子が小学1年生のことでした。当初は、登校拒否や情緒不安定で包丁を持ち出し、暴れるようなこともありました。調停、裁判を経て離婚が成立。実家から独立し、現在小学6年生になった息子は、友達に囲まれ、大好きなスポーツに打ち込んでいます。

今回、学習支援をお願いするにあたり、ひとつ希望したのは、明るい男子学生さんです。日々の生活を母と息子の1対1で過ごしていますので、学習支援はもちろんですが、同性の話し相手ができればありがたい、と思いました。希望通り、朗らかで優しいお兄さん先生を派遣していただきました。時には、ほとんどの時間をゲームをして過ごしたり、時には勉強に集中したり、気分がのらないときには、短い時間で終了したりと、臨機応変に対応してくれます。

このような機会を与えていただいたことに感謝いたします。男性は、父親のような人ばかりではないこと、また、母親だけではなく、いろいろな大人が気にかけているということが身をもって体験できたようです。今後もDV被害を受けた子どものケアのひとつとして、学習支援が継続することを強く願います。

参加学生の声 派遣事業に参加して

「先生が来てくれたから不安が消えたよ。落ち着けようだよ」。これは、ある家庭を訪問している中で子どもがくれた、最も心に強く響いた言葉です。この言葉から、派遣されている学生がどのように子どもたちと関わっているかが伝わると感じます。

私は、家庭教師の形で派遣されることによって、子どもたちが必要としていることを直接感じる事ができました。もちろん勉強に関する指導も必要としていますが、それだけではなく、信頼できる関係や、不安や悩みなどに襲われたときの「居場所」を必要としているように感じられました。親や友達に言えないような悩みや不安が起きたとき、子どもたちはその感情をどこにぶつければ良いのでしょうか？ そんなときに、子どもたちの悩みを聞けるような存在となれるのが、本事業に参加している家庭教師なのです。勉強面のサポートも大切ですが、少しでも子どもたちの居場所のような存在になっていきたいと思っています。

「らいず」の学生派遣事業には、ただの家庭教師や塾の講師とは異なる、様々な側面から子どもたちをサポートする、という特色があり、それこそがこの事業の意義であると感じています。（大学院1年・女子）

自助グループ「ほっとステーション」 励まし合い 共有する場にー

この悩みは誰にも理解してもらえないし、受け入れてもらえないー多くのDV被害者が、そうした孤立感を味わい、閉じこもりがちになる経験を持っています。

3年目を迎えた「ほっとステーション」では、それぞれに深い苦しみや悲しみを経験し、同じような問題を抱えている当事者が、お互いを理解し助け合いながら、自分自身の問題解決をめざしています。開催のお知らせには、「あなたはひとりではない」というメッセージを込め、たとえ開催日に参加できなくても、理解し合える仲間がここにいるよ、という思いを伝えています。

現在の開催は2か月に1回。ファシリテーターが進行役を担い、参加者が“安全”を実感し“安心”して自分の気持ちや考えを素直に語れるような雰囲気づくりを心がけています。参加者は、相互に傾聴することで自分に必要な情報を得るだけでなく、それまで抱えていた問題に対する認識を変えたり、問題解決に立ち向かう勇気や自信、自尊心を獲得しているようです。

最近では、相互に励ましあったり、苦しみや喜びの感情を共有したり、あるいは、参加者が否定的な感情を発散したとしても、それを受容するような情緒的なサポートも見られるようになりました。自分の悩みや問題をしっかり直視しようと参加される当事者の方々に心から敬意を表し、それぞれが回復への道を実感していける場となるよう運営に努めていきたいと思っています。(清水)

◆WESTらいず～地域での啓発活動に取り組んで

県西地域を中心に活動してきたWESTらいずも、今年で9年目。昨年は、啓発活動の1つとして、NPO法人サバイバルネット・ライフ代表の仲村久代さんを講師に招き講演会を開催。また、筑西市の女性セミナー「DV防止講座」を協働のまちづくりの一環としてWESTらいずが担当し、DVが地域の人々に十分に理解されていないことを痛感。会員一人ひとりが、DVやデートDV防止の出前講座の講師を務められるよう、研修を積んでいきたいと思っています。(中条)

部会だより

☆ ヘルプライン部会

この1年を振り返り、次年度の課題として見えてきたのは、相談員の確保と人員配置、そして、スキルアップ研修の持ち方とスタッフの参加意識です。相談員の中には、生活環境の変化などにより休会者が始まれ、負担の偏りが顕著になりました。また、交代要員の確保も難しい状況です。相談員の速やかな育成は困難ですが、被害者支援や心理相談に関心をもつ、特に若い世代へのアプローチを考えなければなりません。スキルアップ研修会は、余裕をもった日程設定ができず、参加者がごく少数に留まりました。学び続ける姿勢と真摯な態度ー10年目となった今、ヘルプライン開設当時の新鮮で緊張感をもった気持ちに立ち戻り、思いをひとつにしてヘルプラインに臨みたいと思います。(臼井)

☆ 女性シェルター「セイフティらいず」運営部会

シェルターに入居をした人たちとの最初の出会いは、いつも緊張します。とにかく、ゆっくり体を休めてもらうこと。その後、今後のことを一緒に考えていきます。“行きつ戻りつ”の不安定な気持ちに寄り添いながら、これから先の選択肢をたぐり寄せていくことは、大変ですが大事な作業です。また、子どもを連れた入居者には、一層の心配りが必要です。生活習慣が身に付いていない子も時にみられますが、笑顔が自然に生まれるように接しています。学童期の場合は学習面の不安もあり、教材の差し入れや指導をすることも。やっと次の住まいが決まり、一歩を踏み出す準備ができて問題も山積み。「どうか、なんとか前を向いてがんばって！」と毎回送り出しています。(三村)

☆ 広報部会

「らいず」ホームページをリニューアル。長らく馴染んできた背景色などの色味を見直し、より温かみがあるオレンジ系に変えました。新たにメニューボタンも追加し、今後さらに内容を更新していく予定です。ご意見、ご希望がありましたら、部会担当までお寄せください。(西山)

☆ 地域ネットワーク部会

今年度、地域ネットワーク部会の主な活動は3つ。①水戸市との協働事業「メンタル・フレンド派遣」に係る学生と受入先家庭との連絡調整、②自助グループ「ほっとステーション」の準備と運営、そして、③当事者の自立に必要な生活物資の収集と管理、です。「ほっとステーション」は、毎回託児の手配を行い、当事者が安心して会に参加できる環境づくりを心掛けています。(清水)

2010年度										2011年度									
3/25	2/23	2/8	1/30	2/12	12/22	12/11	11/29	11/11	11/21	11/11	11/11	11/11	11/11	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
ニユーズレター2011年3月号発行	県女性団体連盟のつどい 講師・池辺晋一郎	時間対電話相談・付添支援参加	内閣府主催「バーブダイヤル」24	「ほっとステーション」	第14回10周年記念事業実行委員会	「壊れゆく世界を女性が救う」貧困大陸アメリカの現場から 講師・堤未果さん(京成ホテル)	「北京からの風に吹かれて」10周年記念講演会	第13回10周年記念事業実行委員会	第12回10周年記念事業実行委員会	「いばらき被害者支援センター」15周年記念式典(三の丸ホテル)	「ハートネット」20周年記念式典	「全国女性ネットワーク総会」2010(福岡県久留米市)	「ほっとステーション」	「ほっとステーション」	「ほっとステーション」	「ほっとステーション」	「ほっとステーション」	「ほっとステーション」	「ほっとステーション」
ニユーズレター2011年3月号発行	県女性団体連盟のつどい 講師・池辺晋一郎	時間対電話相談・付添支援参加	内閣府主催「バーブダイヤル」24	「ほっとステーション」	第14回10周年記念事業実行委員会	「壊れゆく世界を女性が救う」貧困大陸アメリカの現場から 講師・堤未果さん(京成ホテル)	「北京からの風に吹かれて」10周年記念講演会	第13回10周年記念事業実行委員会	第12回10周年記念事業実行委員会	「いばらき被害者支援センター」15周年記念式典(三の丸ホテル)	「ハートネット」20周年記念式典	「全国女性ネットワーク総会」2010(福岡県久留米市)	「ほっとステーション」	「ほっとステーション」	「ほっとステーション」	「ほっとステーション」	「ほっとステーション」	「ほっとステーション」	「ほっとステーション」